

がん対策推進協議会専門委員会設置要綱(案)

1. 目的

平成19年4月1日に施行されたがん対策基本法第9条第1項に基づき、がん対策推進基本計画が閣議決定された。この基本計画は、長期的視点に立ちつつ、平成19年度から平成23年度までの5年間を対象としている。

平成22年6月には基本計画に定める目標等を確実に達成するため、進捗状況を把握することが極めて重要との考えから、専門家及び関係者、がん対策推進協議会の意見を聴きながら中間報告書を作成したところである。

今後、基本計画の見直し等を検討する上で、俯瞰的かつ戦略的な検討が必要で、極めて専門的な知見を要する分野については、がん対策推進協議会の下に専門委員会を設置することとする。

2. 構成

- (1) 各専門委員会の構成員は8人以下とする。
- (2) 各専門委員会に委員長を置く。
- (3) 委員長は、協議会委員の中から会長が指名する。

3. 検討事項

新たながん対策推進基本計画のための各専門分野に関する検討等。

4. 運営

各専門委員会の庶務は、健康局総務課がん対策推進室が行う。

5. その他

この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長と健康局長と協議の上、定める。

がん研究専門委員会の委員構成（案）

野田 哲生

以下の通り、がん研究の専門委員会の委員構成について、提案する。

【専門委員会の構成（案）】

1. 協議会委員（1名）

協議会委員から専門委員会の委員長を選出。また、委員長は専門委員会のとりまとめ役を務め、協議会へ提言する。

2. 専門委員（6～7名）

以下の分野より、専門的知識を有する者を選出する。

- ① 生命科学・ゲノム科学
- ② がん予防・がん検診
- ③ 橋渡し研究・臨床研究（がん診断）
- ④ 臨床研究（放射線治療）
- ⑤ 臨床研究（化学療法）
- ⑥ 臨床研究（外科的治療）

小児がん専門委員会の委員構成（案）

檜山英三

これまで提出された小児がん関連学会、小児がん関連患者団体等の要望内容を踏まえ、議論すべき課題を幅広く議論し、意見を集約する必要があるため、以下の通り専門委員の構成人員を提案する。

【専門委員会の構成（案）】

1. 協議会委員（2名）

協議会委員から2名、専門委員会に参加する。うち、1名がとりまとめ役を務め、協議会に提案する。

2. 専門委員（6名）

以下の分野より、専門的知識を有する者を選出する。

- ① 小児造血器腫瘍領域
- ② 小児固形腫瘍領域
- ③ 小児がんの先進的治療、臨床研究領域
- ④ 小児がんの長期フォローアップを行っている専門家
- ⑤ 家族：親の会の代表
- ⑥ サバイバー